

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
目次	<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク及び財産の管理方法等重要事項について・・・2</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについての説明・・・・・・・・・・4</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて・・・・・・・・・・6</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて・・・・・・・・・・27</p> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為・・・・・・・・・・29</p> <p>弊社の概要について・・・・・・・・・・32</p> <p>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語・・・・・・・・・・34</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク及び財産の管理方法等重要事項について・・・2</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについての説明・・・・・・・・・・4</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて・・・・・・・・・・6</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて・・・・・・・・・・26</p> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為・・・・・・・・・・28</p> <p>弊社の概要について・・・・・・・・・・31</p> <p>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語・・・・・・・・・・33</p>
16. 注文の取消等	<p>お客様は、注文が約定されていない限り（執行中を除く）、約款第 16 条に基づいて注文を取消または撤回（以下「取消等」といいます。）する事ができます。この時指値等によるご注文内容、指定レート、取引数量を取消等される場合には、その内容を弊社の定める方法により取消等して下さい。</p> <p>また、本取引説明書 12.注文の種類、<u>30.追証ルール</u>に従って、システムにより注文が取消される事があります。</p>	<p>お客様は、注文が約定されていない限り（執行中を除く）、約款第 15 条に基づいて注文を取消又は撤回（以下「取消等」といいます。）することができます。このとき指値等によるご注文内容、指定レート、取引数量を取消等される場合には、その内容を弊社の定める方法により取消等してください。</p> <p>また、本取引説明書 12.注文の種類、<u>29.追証ルール</u>に従って、システムにより注文が取消される事があります。</p>
23. 証拠金等の振替	<p>お客様は、<u>22.証拠金等の出金に定める出金可能金額の全部または一部の円貨を、お客様が開設されているくりっく 365 口座へ振り替える事ができるものとします。</u></p> <p>また、お客様は、お客様が開設されているくりっく 365 口座から外貨 ex 口座へ振り替える事ができるものとします。</p> <p>【外貨 ex 口座からくりっく 365 口座への振替】</p> <p>外貨 ex 取引時間（本取引説明書 5. 取引時間をご参照下さい。）内に受付した振替依頼については、依頼が完了した時点で、有効証拠金額から差し引かれ、原則翌銀行営業日の 12 時 30 分に、振替可能金額と当該振替依頼金額をシステムにて確認し（以下「振替確認時」といいます。）、振替可能金額が当該振替依頼金額を上回っている場合は、13 時以降にくりっく 365 口座へ振り替えられます。尚、振替依頼後、振替確認時の振替可能金額が当該振替依頼金額を下回った場合、その振替時点での振替可能金額が出金される事になります。</p> <p>振替依頼時に追証が発生している場合には、振替依頼は行えません。また、振替確認時に追証が発生している場合には、その振替依頼は取り消されます。</p> <p>出金依頼と振替依頼は、同時に受け付ける事ができますが、出金依頼時に出金可能金額が出金依頼金額と振替依頼金額の合計を下回った場合、出金依頼金額が優先され、振替依頼金額は残りの出金可能金額に変更されます。</p>	（記載なし）

振替依頼の取り消しは振替確認時まで可能です。
 お客様がくりっく 365 口座の「取引所為替証拠金取引約款」・「取引所為替証拠金取引説明書」・「為替証拠金取引口座設定約諾書」にご同意されていない場合、振り替えは実行されませんのでご注意ください。

【くりっく 365 口座から外貨 ex 口座への振替】
 くりっく 365 出金（振替）受付時間（くりっく 365 「取引所為替証拠金取引説明書」の「取引概要」をご参照下さい。）内に、受付した振替指示については、翌バッチ処理時間に、有効証拠金額から差し引かれ、振替可能額と当該振替指示額をシステムにて確認し、振替可能額が当該振替指示額を上回っている場合は、13 時以降に外貨 ex 口座へ振り替えられます。
 尚、振替指示後、バッチ処理時間の振替可能額が当該振替指示額を下回った場合、その振替時点での振替可能額が振り替えられる事になります。
 振替指示時に追証が発生している場合には、振替指示は行えますが、出金（振替）可能額が不足する事となる為、実際に振替は行われません。また、追証による強制決済発動後は、取引規制が掛かっている為、振替指示は行えません。
 出金指示と振替指示は、同時に受け付ける事はできません。どちらか一方を取り消した上で、再度ご希望の依頼内容を指示頂く事が必要となります。
 お客様による振替指示の取り消しは翌バッチ処理時間まで可能です。

24. 証拠金等に関する用語

用語	説明
資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計した金額。
評価損益金	未決済ポジションを現在のレートで評価した際の損益合計金額。ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドルの損益については現在のレートで円換算したもの。
有効証拠金（額）	資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 （資産合計 ± 評価損益金 - 出金依頼金額）
取引証拠金	ポジションを保有する際に必要となる金額。
注文中証拠金	注文状態が未約定の新規指値注文に対する取引証拠金。
使用中証拠金	取引証拠金と注文中証拠金を合計した金額。
取引余力	新規注文に利用可能な金額。 （有効証拠金額 - 使用中証拠金）

用語	説明
資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計した金額。
評価損益金	未決済ポジションを現在のレートで評価した際の損益合計金額。ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドルの損益については現在のレートで円換算したもの。
有効証拠金（額）	資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 （資産合計 ± 評価損益金 - 出金依頼金額）
取引証拠金	ポジションを保有する際に必要となる金額。
注文中証拠金	注文状態が未約定の新規指値注文に対する取引証拠金。
使用中証拠金	取引証拠金と注文中証拠金を合計した金額。
取引余力	新規注文に利用可能な金額。 （有効証拠金額 - 使用中証拠金）

	<table border="1"> <tr> <td>出金可能金額</td> <td>出金（振替）依頼が可能な上限金額。 （取引余力 - 評価益）</td> </tr> <tr> <td>出金依頼金額</td> <td>出金（振替）依頼の指示を出された金額。</td> </tr> <tr> <td>証拠金維持率</td> <td>取引証拠金に対する有効証拠金額の比率のこと。 （有効証拠金額 ÷ 取引証拠金） 証拠金維持率が 20% 以下（レバレッジ 200 倍コースの場合 40% 以下）になると、ロスカットが執行されます。</td> </tr> <tr> <td>実預託額</td> <td>有効証拠金に出金（振替）依頼金額を加えた金額。 （有効証拠金 + 出金（振替）依頼金額）</td> </tr> <tr> <td>維持証拠金額</td> <td>ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート（MID）× 1 万通貨 × 2%] × 取引数量 1. [] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります 2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「× 50」、3,000 通貨なら「× 0.3」となります。 南アフリカランド/円の場合のみ、[] 内の単位及び取引数量は、10 万通貨単位となります。 複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。</td> </tr> <tr> <td>追証金額</td> <td>ポジションを維持する為に不足している金額です。 （維持証拠金額 - 実預託額 = 追証金額（> 0））</td> </tr> </table>	出金可能金額	出金（振替）依頼が可能な上限金額。 （取引余力 - 評価益）	出金依頼金額	出金（振替）依頼の指示を出された金額。	証拠金維持率	取引証拠金に対する有効証拠金額の比率のこと。 （有効証拠金額 ÷ 取引証拠金） 証拠金維持率が 20% 以下（レバレッジ 200 倍コースの場合 40% 以下）になると、ロスカットが執行されます。	実預託額	有効証拠金に出金（振替）依頼金額を加えた金額。 （有効証拠金 + 出金（振替）依頼金額）	維持証拠金額	ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート（MID）× 1 万通貨 × 2%] × 取引数量 1. [] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります 2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「× 50」、3,000 通貨なら「× 0.3」となります。 南アフリカランド/円の場合のみ、[] 内の単位及び取引数量は、10 万通貨単位となります。 複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。	追証金額	ポジションを維持する為に不足している金額です。 （維持証拠金額 - 実預託額 = 追証金額（> 0））		<table border="1"> <tr> <td>出金可能金額</td> <td>出金依頼が可能な上限金額。 （取引余力 - 評価益）</td> </tr> <tr> <td>出金依頼金額</td> <td>出金依頼の指示を出された金額。</td> </tr> <tr> <td>証拠金維持率</td> <td>取引証拠金に対する有効証拠金額の比率のこと。 （有効証拠金額 ÷ 取引証拠金） 証拠金維持率が 20% 以下（レバレッジ 200 倍コースの場合 40% 以下）になると、ロスカットが執行されます。</td> </tr> <tr> <td>実預託額</td> <td>有効証拠金に出金依頼金額を加えた金額。 （有効証拠金 + 出金依頼金額）</td> </tr> <tr> <td>維持証拠金額</td> <td>ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート（MID）× 1 万通貨 × 2%] × 取引数量 1. [] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります 2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「× 50」、3,000 通貨なら「× 0.3」となります。 南アフリカランド/円の場合のみ、[] 内の単位及び取引数量は、10 万通貨単位となります。 複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。</td> </tr> <tr> <td>追証金額</td> <td>ポジションを維持する為に不足している金額です。 （維持証拠金額 - 実預託額 = 追証金額（> 0））</td> </tr> </table>	出金可能金額	出金依頼が可能な上限金額。 （取引余力 - 評価益）	出金依頼金額	出金依頼の指示を出された金額。	証拠金維持率	取引証拠金に対する有効証拠金額の比率のこと。 （有効証拠金額 ÷ 取引証拠金） 証拠金維持率が 20% 以下（レバレッジ 200 倍コースの場合 40% 以下）になると、ロスカットが執行されます。	実預託額	有効証拠金に出金依頼金額を加えた金額。 （有効証拠金 + 出金依頼金額）	維持証拠金額	ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート（MID）× 1 万通貨 × 2%] × 取引数量 1. [] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります 2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「× 50」、3,000 通貨なら「× 0.3」となります。 南アフリカランド/円の場合のみ、[] 内の単位及び取引数量は、10 万通貨単位となります。 複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。	追証金額	ポジションを維持する為に不足している金額です。 （維持証拠金額 - 実預託額 = 追証金額（> 0））
出金可能金額	出金（振替）依頼が可能な上限金額。 （取引余力 - 評価益）																										
出金依頼金額	出金（振替）依頼の指示を出された金額。																										
証拠金維持率	取引証拠金に対する有効証拠金額の比率のこと。 （有効証拠金額 ÷ 取引証拠金） 証拠金維持率が 20% 以下（レバレッジ 200 倍コースの場合 40% 以下）になると、ロスカットが執行されます。																										
実預託額	有効証拠金に出金（振替）依頼金額を加えた金額。 （有効証拠金 + 出金（振替）依頼金額）																										
維持証拠金額	ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート（MID）× 1 万通貨 × 2%] × 取引数量 1. [] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります 2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「× 50」、3,000 通貨なら「× 0.3」となります。 南アフリカランド/円の場合のみ、[] 内の単位及び取引数量は、10 万通貨単位となります。 複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。																										
追証金額	ポジションを維持する為に不足している金額です。 （維持証拠金額 - 実預託額 = 追証金額（> 0））																										
出金可能金額	出金依頼が可能な上限金額。 （取引余力 - 評価益）																										
出金依頼金額	出金依頼の指示を出された金額。																										
証拠金維持率	取引証拠金に対する有効証拠金額の比率のこと。 （有効証拠金額 ÷ 取引証拠金） 証拠金維持率が 20% 以下（レバレッジ 200 倍コースの場合 40% 以下）になると、ロスカットが執行されます。																										
実預託額	有効証拠金に出金依頼金額を加えた金額。 （有効証拠金 + 出金依頼金額）																										
維持証拠金額	ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート（MID）× 1 万通貨 × 2%] × 取引数量 1. [] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります 2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「× 50」、3,000 通貨なら「× 0.3」となります。 南アフリカランド/円の場合のみ、[] 内の単位及び取引数量は、10 万通貨単位となります。 複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。																										
追証金額	ポジションを維持する為に不足している金額です。 （維持証拠金額 - 実預託額 = 追証金額（> 0））																										
25. 値洗いとレバレッジ	<p>値洗い時、取引余力がマイナスであった場合には、未約定の新規リーブオーダーは全て自動的に取り消しされます。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなる程、実際の投資した資金（預託した証拠金の金額を含みます。）に比べ大きな取引が可能な為、大きな利益が期待できる反面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。</p> <p>その為、市場がお客様のポジション(建玉)に対し不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防ぐ為、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション(建玉)の全部を強制的に決済させて頂きます（「30. 追証ルール」「31. ロスカットルール」参照）。この追証ルールやロスカットルールが発動された場合でも、相場の変動が急激である場合には、お客様は投資した資金（預託した証拠金の金額を含みます。）を超える損失の拡大を被るおそれもあります。レバレッジにつきましては下記についてもご注意ください。</p>	<p>値洗い時、取引余力がマイナスであった場合には、未約定の新規リーブオーダーは全て自動的に取り消しされます。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなるほど、実際の投資した資金（預託した証拠金の金額を含みます。）に比べ大きな取引が可能な為、大きな利益が期待できる反面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。</p> <p>その為、市場がお客様のポジション(建玉)に対し不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防ぐ為、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション(建玉)の全部を強制的に決済させて頂きます（「29. 追証ルール」「30. ロスカットルール」参照）。この追証ルールやロスカットルールが発動された場合でも、相場の変動が急激である場合には、お客様は投資した資金（預託した証拠金の金額を含みます。）を超える損失の拡大を被る恐れもあります。レバレッジにつきましては下記についてもご注意ください。</p>																									

31. ロスカットルール	<p>ロスカットルールとは、証拠金維持率が20% 1 (ロスカットライン)を下回った際に、損失の拡大を防ぐ為に、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有する全てのポジション(建玉)を反対売買して決済する制度です。この時証拠金維持率は下記の計算式により計算されます。</p> <p>証拠金維持率 = 有効証拠金額 ÷ 取引証拠金 有効証拠金額 = 資産合計 + 評価損益金 - 出金依頼金額 (24.証拠金等に関する用語をご参照下さい。)</p>	<p>ロスカットルールとは、証拠金維持率が20% 1 (ロスカットライン)を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有する全てのポジション(建玉)を反対売買して決済する制度です。このとき証拠金維持率は下記の計算式により計算されます。</p> <p>証拠金維持率 = 有効証拠金額 ÷ 取引証拠金 有効証拠金額 = 資産合計 + 評価損益金 - 出金依頼金額 (23.証拠金等に関する用語をご参照下さい。)</p>
38. 取引終了の事由	<p>約款第21条2項に定める事由に該当する場合には、本口座は解約される事になります。</p>	<p>約款第20条2項に定める事由に該当する場合には、本口座は解約される事になります。</p>